

○農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月20日付け16経営第8953号農林水産省経営局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	改正前
<p>第2 資金の貸付条件について 本資金の貸付条件は、以下を基準とする。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 貸付条件 本資金の貸付条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 償還期限及び据置期間</p> <p>① (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する者であって、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者に対する貸付けについては、償還期限を18年以内、据置期間を6年以内とすることができる。ただし、<u>令和7年3月31日</u>までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>第2 資金の貸付条件について 本資金の貸付条件は、以下を基準とする。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 貸付条件 本資金の貸付条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 償還期限及び据置期間</p> <p>① (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する者であって、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者に対する貸付けについては、償還期限を18年以内、据置期間を6年以内とすることができる。ただし、<u>令和6年3月31日</u>までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>

附 則 （令和6年3月29日5経営第3171号）

この通知は、令和6年4月1日から施行する。